

**長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務
プロポーザル審査基準**

1 審査項目・配点

審査項目・配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
イ 企画提案書に基づく評価	100
ロ 会議システムの機能要件に基づく評価	200
ハ プレゼンテーションによる審査	100
ニ 経費見積書による評価	100
合 計	500

2 審査方法

(1) 書類審査の評価方法

①企画提案書に基づく評価（満点：100点）

審査委員は、下記「3 審査基準」により各審査項目に対して評価点を付し、その合計を評価点とする。

なお、各審査委員の評価点の平均を応募事業者の企画提案書に基づく評価点とする。

②会議システムの機能要件に基づく評価（満点：200点）

応募事業者が回答した各機能項目への対応内容について、下記「機能要件の評価方法一覧」により算出した評価点を応募事業者の会議システムの機能要件に基づく評価点とする。

なお、この評価点は事務局において一律に算出するものとし、各審査委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

○機能要件回答書の評価方法一覧

機能項目（満点：200点）	配点
会議システムの標準機能として実現可能	10
会議システムの標準機能ではないが、代替案等で実現可能	5
無償カスタマイズで実現可能	
有償カスタマイズで実現可能	0
対応不可	

(2) プレゼンテーション審査及び見積書による審査の評価方法

①プレゼンテーション審査（満点：100点）

審査はプレゼンテーション（20分）及び質疑応答（20分）に対して行う。
審査委員は、下記「3 審査基準」により各審査項目に対して評価点を付し、その合計を評価点とする。

なお、各審査委員の合計評価点の平均が、応募対象事業者のプレゼンテーション審査に基づく評価点とする。

また、タブレット型端末を使用したデモンストレーション等を行わない。

②経費見積書による審査（満点：100点）

経費見積書に関する評価点については、3年間（36カ月）の見積額総額（税込）で評価する。

応募事業者の中で最低見積額を提出した者を満点とし、他事業者の評価点は下記（※）の計算式から算出する。

また、この評価点は事務局において一律に算出するものとし、各審査委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

※計算式

$$\left(\frac{\text{最低見積額}}{\text{提案見積額}} \right) \times 100 = A \text{ (評価点)}$$

【A（評価点）は、小数点以下第1位を四捨五入する。】

3 審査基準

審査基準は、別表のとおりとする。